

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

巻頭言「最近思うこと⑨」／石崎 登	1
TOPICS 助成財団からみた現行の 公益法人制度の問題点と改革への提言	2
Report VII 助成財団を取り巻く環境と新しい課題	4
わが財団の表彰事業⑦／庭野平和財団	6
簡便にサイトを構築できる 「ホームページバック」を開発	8
北から南から一会員財団だより	10
インフォメーション／編集後記	12

応募してくださる方がお客さま

財団設立以来33年目を迎えるが、その間多方面の方々のお世話になり今日に至っており、感謝の念でいっぱいである。業況厳しいなか資金拠出を続けてくださる三菱グループ各社、超多忙にもかかわらず多数の論文を読み、公正中立で質の高い審査を実施される選考委員の先生方、大所高所からご意見を頂戴する財団役員の方々等、ほんとうに頭の下がる毎日である。しかし、助成財団にとってなによりもありがたいのは、毎年たいへんな倍率にもかかわらず続けて応募してくださる方が数多くいることである。このことは取りも直さず、「研究をしたい」「活動が続けたい」という意欲と情熱を持ち続けている方々が数多く、それぞれの分野で活躍していることの証左でもある。日本の将来を考えるとたいへん喜ばしいことであり、安堵もしている次第である。財団運営にあたっては、「応募してくださる方・助成金を受け取っていただく方こそがお客さま」をモットーに、周知徹底して遺漏のないよう努めている。

変わらぬことの大切さ、変わることの大切さ

三菱財団は研究助成・福祉事業助成を柱としてきたが、30余年の歴史を振り返ったとき、最も大切なことは目的に向かっての仕事の日々愚直に着実に続けてきたことだと思う。公平で厳しい選考をとおり助成金を受けられた多くの方々が、その後それぞれの分野で大きな成果を上げている。その実績の積み重ね

巻頭言「最近思うこと⑨」 変わらぬことの大切さと 変わることの大切さ

(財)三菱財団 常務理事 石崎 登



が、財団の信用となり、斯界での存在感・期待感を醸成する力の源泉となっている。特に、助成財団として「先駆性・開拓性」に重点をおいた場合、その評価には時間の経過が必要となり、その面からは「継続は力なり」ということがいえると思う。

しかし、一方で社会は大きく変化してきており、財団に対するニーズも多様化し、期待も大きくなってきている。日本の助成財団のなかでもトヨタ財団が設立20周年を機に、「文化」「環境」「市民社会」にウエートを移し、見事な変身を成し遂げており、その面ではわれわれの「鑑」ということができる。三菱財団の場合、自然科学、人文科学、両部門はもちろんであるが、特に社会福祉部門で社会の変革にテンポを合わせるべく尽力している。最近では特にNPO支援、草の根活動支援に力を入れてきており、ここ数年は採択件数が社会福祉部門で3割程度に達するまでになった。

NPO支援については、さらに積極的に取り組んでいきたいと考えているが、一方で政府の行政指導や税制面で制約があり、最近新聞紙上でも報じられている公益法人制度の抜本的な改革が必要と考えている。また、NPO支援の面では助成財団センターを核として、従来の枠にとらわれない新しい発想の下に助成財団による協調助成等が可能となるよう取り組んでみたいと考えており、財団に勤務する若い人たちの提言参画を期待している。

助成財団からみた現行の公益法人制度の問題点と改革への提言

(財)助成財団センター 専務理事

あさむら ゆたか
浅村 裕

2002年3月の閣議決定に基づいて、政府の内閣官房を中心に、2002年度中を目途に「公益法人制度等の改革大綱」の策定が進められているが、以下は、5月27日に内閣官房行政改革推進事務局の主催で行われた「公益法人有識者ヒアリング」において、筆者が表明した意見の概要である。

1. 現行の公益法人制度の問題点

1) 財団法人の設立を許可する行政官庁の縦割り行政と、許可に関する自由裁量

現在の制度の下では、財団法人の設立を許可するかどうかについての明確な基準が公開されておらず、官庁の縦割り行政のなかで、主務官庁の裁量にゆだねられているために、下記の例が示すように、さまざまな問題を生じている。

- 財団法人の設立に際して、設立者の意志が必ずしも考慮されない。設立者がもともと複数の事業を計画していても、主務官庁となる行政官庁の行政範囲に属さない事業は、削除または、その主務官庁の行政範囲の事業に変更を求められる。
- 企業の合併に際し、各企業ごとに設立していた財団を、事務所、職員および資産の統合によって事業の効率化を図るために財団の統合を主務官庁に申し入れても、「企業の統合と財団の存立とは関係ない」あるいは「いまのままで事業ができる」というような理由で、財団の統合をなかなか認めてもらえない。

財団法人は、財産に法人格を付与するものであり、設立者自身の事業統合とは関係がないということも、1つの論理であるが、財団も実際には人で構成される組織によって事業が行われるという側面を考えれば、財団の統合について、社会的、経済的合理性があれば、これを積極的に認めるべきである。

2) 硬直的な政府の指導監督基準

現行の指導監督基準は公益法人という「器」を整えることに重点が置かれていて、公益法人として、社会の期待にこたえるような活動を促進するという視点に欠けている。

- 財団が、変動する社会のニーズにこたえて、主な事業の内容を変更するために、たとえ財団の設立者自身が、財団の

理事会の決議を経て、事業内容の変更を申請しても、「財団設立後は財団設立者から独立した組織」という理由によって、寄付行為の変更がきわめて困難である。

- 現在の指導監督基準では、財団の基本財産の運用について「安全」かつ「確実」な運用を求められ、ほとんどの財団が国債あるいは銀行預金を中心に資産運用をしているが、最近、助成財団の資産運用収入は大幅に低下している。これは現在の低金利政策の影響と併せて、国債や銀行の定期預金以外に運用の幅のない資産運用がもたらす機会損失も大きい。

最近になって、海外の研究者や教育機関に外貨で助成する一部の財団について、助成する外貨に見合う基本財産を外貨で運用することがようやく認められるようになったが、これもきわめて例外的である。

3) 不十分な公益法人の情報開示

すでに昨年8月に行政当局からインターネットによる公益法人の情報開示の要請が出され、現在多くの公益法人の事業報告書や財務諸表がインターネットでみられるようになったが、公開された帳票を実際にみると、公益法人会計ののってつくられた財務諸表は、正直に言って、専門家でないと分からない。社会に対する情報公開ということであれば、少なくとも、一般の人に分かるような情報として提供することが必要である。

2. 公益法人制度改革への提言；

「自己責任」と「自律」による公益法人の運営を

1) 公益法人の設立の準則主義への転換

行政による監督・規制を中心に置く現行の公益法人制度を、公益法人の「自己責任」と「自律性」に基づく運営を基



本とする制度に転換する必要がある、そのためには、公益法人の設立を現在の許可主義から準則主義に変えることが必要である。

この準則主義の下では、公益法人の設立申請と認可の基準は、公開された客観的な基準を採用し、行政による裁量を排除するものでなければならない。

米国の準則主義の例をみても、税制上の優遇措置を受ける非営利団体の認可申請フォームは、審査項目の半数以上が「Yes」または「No」で記入するようになっていて、判定の基準がきわめて明快である。

準則主義による公益法人の設立に、このような明快な基準を採用することによって、主務官庁ごとの裁量を伴う、現在の主務官庁制度を廃止し、公益法人の設立申請の受け付けと書類審査を行う官庁を一元化するのが合理的である。

2)「公益」の概念の明確化と助成財団に対する税制上の優遇措置

現在の制度の下では、「公益」の判断が公益法人の設立を許可する主務官庁の裁量にゆだねられているが、「公益」の内容も多様化している現在、国民の納得のいく公益の定義を定め、この「公益」の実現を目指す「公益」事業団体に対して、所得税の減免や寄付の優遇税制など、支援税制を採用する。

この「公益」事業団体に対する支援税制採用にあたっては、現在特定公益増進法人やNPO法人ごとに定められている所得税の減免税や寄付の優遇措置認定の基準を整理して、「公益」事業団体共通の認定基準を採用する必要がある。

一方、助成財団に関しては、米国で助成財団に対して、税制上の優遇措置を受ける要件の1つとして、投資可能資産総額の一定率（たとえば5%）を事業費として支出することを義務づけているように、日本でも事業費支出のガイドラインを設けて、一時的には、基本財産を取り崩しても、一定額を公益事業のために経常的に支出することを求めるほうが、助成財団の事業の活性化につながる。

事業継続のための基本財産取り崩しが難しい現状のままでは、基本財産は保持していても、公益法人として意味のない休眠状態の財団が生まれる。

3) 自己責任による「資産の運用」

財団の資産運用についても、従来の「資産の保全」から自己責任による「資産の運用」の考え方を取り入れる必要がある。

これは、将来、公益法人会計に時価会計が採用されるようになれば、すべての資産運用の結果が明らかとなり、自己責任による資産の運用が常識となる。

4) 公益法人のガバナンス確立

最近、KSD事件のように、理事（会）の業務執行に自覚と責任を欠く事例がみられる。

公益法人としての基本的なガバナンスを確保するために、少なくとも、理事のもつ受託者責任（注意義務、忠誠義務、服従義務）を公益法人を律する法規の中で明確に示す必要がある。

5) 公益法人の情報開示

公益法人に対しては、税制上の優遇措置を受ける代わりに、徹底した情報開示を義務づける必要がある。

ちなみに米国では、税務当局に提出する非営利団体の税務申告書の内容が、有給役員全員と高額所得職員5人の氏名と給与も含めて一般公開されており、一般の人が、いつでもインターネットでチェックできるよう、非営利団体に対する社会的監視システムが働いている。

3. 行政改革の視点からみた公益法人制度改革：行政による監督から一般社会による監視へ

行政改革の一環として公益法人制度改革をとらえるとき、下記の点を特に重視する必要がある。

- 1) 準則主義の下、公益法人設立と税制上の優遇措置認定を客観的な基準に基づいて行うことにより、行政の透明性と公正さを確保すること。
- 2) 「小さな政府」を目指して、行政による公益法人に対する指導監督を最小限にとどめ、公益法人の徹底した情報開示を行うことにより、公益法人の本来の受益者である一般社会の人に公益法人の監視をゆだねること。

いまや、政府がすべての公益法人を指導監督するということは事実上不可能であり、米国でも、政府は「小さな政府」を目指し、徹底した非営利団体の情報公開によって、非営利団体に対する監視を社会の監視にゆだねている。

したがって、米国では一般の人が、誰でも、非営利団体の事業や経理内容に不審を感じたときは、司法当局に調査を請求でき、調査の結果、違法行為があれば、司法当局がその非営利団体あるいは理事を訴追する制度ができています。

このような情報公開を通じた、非営利団体に対する社会的監視システムが働くことによって、米国では、非営利団体の理事や理事会が、一般社会に対して責任をもつということが、単に理念としてではなく、現実の行動原則として理解されている。

このことは、日本の公益法人制度を考えると、非常に重要なことである。

助成財団を取り巻く環境と新しい課題

—シンポジウム「NPOの時代に助成財団が果たす役割はなにか？」より—



日本NPOセンター

常務理事 やまおかよしのり 山岡義典

去る3月5日に東京都千代田区の主婦会館において、NPO支援財団税制研究会主催のシンポジウム「NPOの時代に助成財団が果たす役割はなにか？」が開催され、助成財団・NPO・企業などの関係者160人が出席した。

第1部では、山岡義典氏が「助成財団を取り巻く環境と新しい課題」について問題提起をし、第2部では、松原明氏（シーズ事務局長）の司会で「NPOの時代における助成財団の役割」について、雨宮孝子氏（松蔭女子大学教授）、加藤種男氏（アサヒビール株式会社環境社会貢献部副理事）、黒川千万喜氏（トヨタ財団常務理事）、田中皓氏（安田火災記念財団専務理事）がそれぞれの立場から意見を述べ、討論が行われた。時代が変化する中での助成財団の果たすべき役割はなにか、また、そのためにどのような試みが始まっているか、その役割を果たせるようにするために今後なにが必要とされるか等について検討し、今後の助成財団の目指すべき方向性を討論したが、ここでは山岡氏の講演をご紹介します。



助成財団を取り巻く環境と新しい課題で問題提起をする山岡義典氏

助成財団を取り巻く環境の変化

いま助成財団を取り巻く環境はきわめて厳しい状況にあるが、私は7つの点からこの現状を分析した。

財団は基本財産の果実によって運営されることが1つの建て前になっているが、この10年間の超低金利により金融収益が激減し、既存財団の活動が大きく低下している。私がトヨタ財団にいたころは100億円の基金があれば8～9億円という利子が入り、それをどのように使うかということでご苦労したが、現在では基本財産が3倍になっても、そこまでいくかどうかという状況になった。また、関連企業からの継続しての寄付金も得られにくい状況なので、かつてのような思い切ったお金の使い方ができにくい。

第2点は、長期的な景気の低迷により、財団の新設が低調になった。つまり、新しい財団の参入が少ないということで、財団界は活発さがなくなってきた。

第3点は、この10年間に市民活動団体としてのNPOが台頭してきて、NPO法人制度もでき、すでに6,000を超えるNPO法人が認証され、新しい変革の波を作り出しているが、この動きに敏感な財団は少ない。

第4点は、財団には主務官庁制と寄付行為という制約があり、この新しい状況

における資金需要に対応できていない。

第5には、社会の新しい状況に対して、財団以外の2つの動きがある。1つは、企業が直接的な助成プログラムを始めたことである。企業がNPOと共同して新しいプログラムを開発し、財団をとおさずNPOへの助成を始めている。

もう1つの動きとして、第6には自治体による支援プログラムの普及がある。早いところでは東京都世田谷区の「街づくりファンド」などがあり、行政のお金で公益信託をつくったり、基金をつくったりして地域の草の根活動を支援している。多くのところが公開審査制度を取り入れるなど、利用者が皆で決めるということで、透明度が高い活動を展開している。

第7点は以上の結果として、NPOの新しい波の中で、助成財団の重要性に対する社会的な認識の低さというものが目立ってきた感じがする。中にはNPOにとって非常に重要な役目を果たしている財団もあるが、相対的にみれば、助成財団はNPOからそれほど期待されていない。

2つの軸で考えるNPOの財源構成

NPOにとっての資金源は、NPOの活動を決めるうえで重要な要素であるが、私は、NPOの資金源を右図のように考えている。縦軸は、内発的な財源か外発的な財源かということである。内発的な財源

は内部の努力によって得られる財源で、基本的には小口であるが多数によるもので安定しているため、ゼロになることはない。外発的な財源は、外部から補助金あるいは助成金という形でポンと入ってくるもので、得られれば大口であるがゼロになることもある。NPOとしては、まず内発的な財源を自分たちで努力してしておく必要があり、外発的な財源だけに頼っていると非常に不安定で、継続してミッションを追及することは難しい。

それから、横軸の左は支援性の財源で、趣旨に賛同して会費を払ったり寄付をするというもので、見返りがなくても未来への投資として応援するというものである。右側は対価性の財源で、ある種のサービス、たとえば介護サービスをすることによって受益者から対価をいただく、あるいは、出版物を出す、学習塾を開いて授業料をもらうというようにいろいろな形で、サービスに対する対価としての収入がある。対価だけで成り立っていけば、有限会社でも株式会社でもよいが、NPOは対価だけでは成り立たないということで、支援性の財源が必要になる。

では、助成金はどの財源になるかというと、左下のⅠ-②になる。そのことをNPO側は知らずに、Ⅰ-①の安定的財源として求めている。これは財団の助成金



シンポジウム会場スナップ

だけではなく、企業の寄付金や行政の補助金も同様である。このことは、財団の人も理解しておいてほしい。

NPOにとっての外発的・支援性財源の意味

では、NPOにとってⅠ-②の外発的・支援性財源はどういう意味をもっているかという、まとまった大口の資金源であるが、外発的であるがゆえの特徴がある。NPOによっては通常の経費をこれで賄っているところもあるが、それは好ましい姿ではない。1～2年だけ、あるいは一次的な資金需要に対応させるべきもので、組織の立ち上げや新しい事業の展開のために活用すべき財源である。現在の需要よりも未来の要請にこたえることのできる財源である。これがないと、新しい夢は実現していけない。

Ⅰ-②の財源のもう1つの特徴は、公募と選考により、NPOの企画力が鍛えられることである。申請するにあたってメンバー同志で議論し、企画書をまとめ、申請する、それがその団体にとって意味がある。公募は多くのNPOに企画して申請するチャンスを与えることになり、そのことの意味が大きいのである。ただ、応募要項がつまらなかつたらつまらない企画しか集まらない。いかによい企画にするのか、訓練になるような応募要項をつくる、あるいは申請書の書式をつくってほしい。また、助成金を受ける途中や終了時に会計報告や実施結果の報告書を求められるが、これによってNPOのマネジメント力が鍛えられる。

また、助成による社会的認知効果というものが大きい。特に、地方へ行ったりすると、財団から助成金を受けることによってNPOの存在が認められ、地元での支援が急に増えたという例が多い。助成財団には、よいプログラムを発掘して社会的な認知を与える役割があり、NPOの規模や発展段階に応じた多様な助成プログラムが必要になる。価値観もいろいろ

で、いまある社会をキチッと守っていこうというのであれば、社会を変えていこうという発想で行う助成金もある。

多様な団体の性格を表に出したプログラムをつくっていくことが重要である。

助成財団の助成金の特徴

助成財団の助成金の特徴は、企業の助成プログラムに対して、継続性と安定性という点で勝っている。企業の場合は、業績によって増減が大きく、不安定である。そして、企業の価値観からの自由度の高さという点では、企業財団の場合は企業の制約がまったくないわけではないが、基本的には独立しており、自由度が高い。また、独自の専門性を高めることが可能である。企業の社会貢献活動は、トップが替わると方針も変わる。また、新しい動きには敏感であるが過去の業績が蓄積されていないケースが多い。担当者の任期も一般的に企業より財団のほうが長く、助成した成果を財団の知恵としてストックしていることが多く、助成を受ける側への理解が深い。

では、自治体の補助や助成に対してどうなのかをみると、地域を越えた課題や視野への対応という点では、助成財団のほうが勝っており、行政の価値観からの自由度の高さも勝っている。専門性を高めることの可能性も、財団のほうが高い。自治体の職員は、2～3年で交代してしまうので専門性は低い。

以上のような点から考えると、先駆的な社会変革のための最も使いよい資金源は財団の助成金であるといえる。NPOの自由な活動の発展には、助成財団の役割は不可欠であり、NPOの自由な活動を発

展させるような時代のつばを押さえた助成プログラムを育てることが期待される。

助成金の新しい課題：期待される底力の充実

では、そのような助成プログラムを、どう開発するのか？ まず、専門性の獲得ということになるが、個別財団ではなく、財団界・財団群としての専門性の獲得が必要となる。また、関連するNPOや市民ファンドとの提携によるプログラム開発ということが、これからは重要になるのではない。企業の社会貢献がかなり変質してきたのは、NPOとの連携によるところが大きい。助成財団も、NPOと連携して新しいプログラムを開発していると思う。

次に、総体としてNPOへの助成金額をどう増やすかだが、寄付行為の制約でNPO向けの事業を行っていないところが多い。しかし、寄付行為の中での解釈の拡大や応用によっては、新しいプログラムをつくることは可能である。また、親企業からの特別の寄付で、NPO向けのプログラムを新しくつくることも可能と考える。そういう努力をしていただきたい。

では、今後どのような税制改革を進めていったらよいのであろうか。私たちの研究会では、特定公益増進法人制度（特増）に「特定非営利活動の促進」という項目を追加してもらえれば、寄付金が集めやすくなるため、その認定を第1に目指している。また、認定特定非営利活動法人制度を公益法人（助成財団）にも適用してもらおうという道もあり、逆に特増をNPO法人にも適用してもらおうということで、たすきがけで運動を盛り上げていく必要があると考えている。

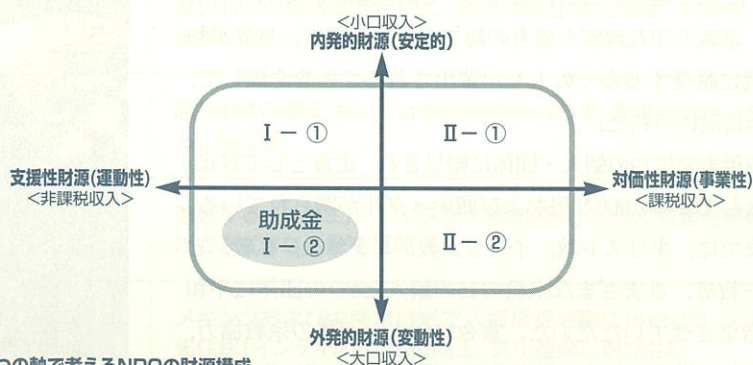


図 2つの軸で考えるNPOの財源構成

宗教の相互理解と協力の輪を広げて 世界平和の実現を目指す 庭野平和賞

(財)庭野平和財団 事務局長 野口 親一のぐち しんいち

庭野平和財団は、宗教的精神を基盤とした、平和のための思想・文化・科学・教育などにかかわる活動および研究の発展を促し、世界平和の実現と人類文化の高揚に寄与することを目的として、1978年12月に設立された。

名誉総裁・故庭野日敬師が創設者である立正佼成会では、それまで世界宗教者平和会議（WCRP）をはじめ、国際自由宗教連盟（IARF）など、国際的な宗教協力を基盤として平和のための活動を積み重ねてきた。また、国内では「明るい社会づくり運動」を提唱・支援してきた。

しかし、平和を達成するためには、特定宗教法人の枠を越え、宗教界の多くの人々、さらに広く社会の各方面で活躍する人々に、このような活動に参加していただき、衆知を集めて、揺るぎない母体をつくる必要がある。また、そのために財政的な基盤も築かなければならない。このような時代の要請から、庭野平和財団は立正佼成会創立40周年記念事業として設立された。

事業内容としては、庭野平和賞の授賞をはじめ、宗教的精神を基盤として平和のための思想、文化、科学、教育等の研究と諸活動、さらに世界平和の実現と人類文化の高揚に寄与する研究と諸活動への助成を行い、シンポジウムの開催など、幅広い公共性を有した社会的な活動を行っている。

1. 庭野平和賞の概要

庭野平和賞は、宗教的精神に基づいて宗教協力を促進し、世界平和の推進に顕著な功績をあげた人（または団体）を表彰し、これを励ますことによって、その業績が世の人々を啓発し、宗教の相互理解と協力の輪を広げて、将来、世界平和の実現に献身する多くの人々が輩出されることを念願して、1983年に設けられた。

2002年までに19の個人・団体に贈呈され、正賞として賞状、副賞として賞金2,000万円および顕彰メダルが贈られている。現在までに、キリスト教、イスラム教、ユダヤ教、仏教、ヒンズー教等、さまざまな宗教の15の個人と4つの団体に平和賞を贈呈させていただいた。賞金は個人・団体の宗教協力、世界平和の推進のために世界各地で役立てられている。

2. 選考方法

国内外の宗教的指導者および有識者により推薦された候補者の中から、さらに審査委員会の厳正な審査を経て、1名または1団体が選ばれる。本年の選考に際しては、125か国、約1,000人の有識者の方々に推薦を依頼した。

3. 受賞者と贈呈式

最近10年間の受賞者は、下記のとおりである。

贈呈式は、毎年5月に都内のホテルにおいて開催され、受賞者、財団関係者、宗教者、NGO・NPO関係者、マスコミ関係者など、約200名の方々にご出席いただいている。

なお、受賞者の公式発表は、毎年2月に京都とローマで記者会見の形で行われている。日本では、朝日、毎日、読売、産経、仏教タイムス、キリスト教新聞等で記事が掲載され、海外では、ANSA（イタリア）、AFP、EFE（スペイン）等で庭野平和賞受賞者決定のニュースが報じられている。

4. 苦勞をしたエピソードと受賞者のその後の活躍

過去、19人／団体の受賞者が、選考委員会において決定されたが、その中で1回だけ受賞者の国の政府から受賞についてクレームが寄せられたことがあった。

このクレームは、受賞者と政府の関係が悪化していたこと

第19回 庭野平和賞贈呈式 THE NIWANO PEACE PRIZE



庭野日鏡総裁から第19回庭野平和賞を贈呈されるサミュエル・ルイス・ガルシア師（メキシコ）

によるものであり、後日政権担当者の交代によって解消されたが、その間数年にわたり副賞賞金2,000万円を本人に送金できず、当財団が保管するという事態があった。

各受賞者は、それぞれの分野においてさらなる努力を重ねている。たとえば、第17回受賞者であるカン・ウォンヨン氏は、平和賞の賞金を基に「韓国平和フォーラム」を立ち上げた。

それは、韓国各界および周辺各国の人々の協力を得て、南北朝鮮の平和的統一を目指す活動を行うもので、本年は第3回平和フォーラムが開催される。

庭野平和賞は、来年で第20回目の節目を迎える。これを機に、平和賞活動のさ



表彰状、金メダル、目録

らなる発展へ向けて改革し、新たな形態の運営方法を定めて、第21回平和賞より開始する予定である。



第18回庭野平和賞贈呈式の会場風景

庭野平和賞受賞者(第10～19回)

回／年度	受賞者名	活動業績
第10回 1993年度	ネーブ・シャローム ワハット・アル・サラーム(イスラエル)	ユダヤ人とパレスチナ人の共存という理想を掲げて活動
第11回 1994年度	パウロ・E・アルンス枢機卿(ブラジル)	声なき貧しい人々の人権擁護やブラジルの民主化の実現に尽力
第12回 1995年度	M.アラム博士(インド)	ガンディー翁の提唱した「非暴力」の精神に基づき、開発、人権、環境、教育等、さまざまな分野の平和活動を展開
第13回 1996年度	マリイ・ハセガワ女史(米国)	平和への理念と行動に基づき、反戦、軍縮活動をはじめ、人権擁護、女性の地位向上、教育振興など、幅広い活動を展開
第14回 1997年度	コリメーラ共同体(英国)	北アイルランド紛争の和解を求めて、分断の苦しみを癒すためさまざまな草の根レベルでの活動を展開
第15回 1998年度	マハ・ゴーサナンダ(カンボジア)	民族の融和と戦後の復興、難民の救済を目指し、非暴力によるさまざまな活動を展開
第16回 1999年度	聖エジディオ共同体(イタリア)	貧しい人々の救済を目的に、国内外の社会的弱者への奉仕を30余年にわたって展開
第17回 2000年度	カン・ウォンヨン(韓国)	諸宗教の対話においては韓国内のみならず、国際的なリーダーとしても活躍
第18回 2001年度	エリアス・チャコール師(イスラエル)	混迷するイスラエル・パレスチナ問題解決のため、教育を基盤としたさまざまな活動を展開
第19回 2002年度	サミュエル・ルイス・ガルシア師(メキシコ)	メキシコおよび中南米地域で人権擁護活動にかかわり、メキシコ先住民(インディオ)の地位向上、文化復興に取り組む

簡便にサイトを構築できる 「ホームページパック」を開発

すでに医科学応用研究財団と三共財団で採用

昨年の政府の公益法人への情報開示の要請以来、公益法人協会の公益法人情報公開共同サイト（5月現在333団体が登録）に参加したり、独自にホームページを立ち上げている公益法人も多いと思われます。

もとより政府の要請の有無にかかわらず、助成財団の情報公開は財団の存在や財団の事業内容を正しく知らせるために必要なことです。本来それぞれの財団がその特徴をいかして、独自にホームページをつくるのが理想ですが、現実問題として、開設の手続き、費用やデザインなど、事前にいろいろと検討しなければならない問題があります。

そこで、助成財団センターでは、財団独自のホームページを開発したい、あるいはすでにホームページを開発しているが、さらに効率的に運用したい、充実させたい、と考えている会員財団を対象に、ホームページの設計から開設あるいはリニューアルまで一貫して簡便に行える「ホームページパック」を開発しました。このパックには、財団の概要や、助成プログラムの募集要項、採択課題リスト、財務諸表など、助成財団のホームページに必要な最低限の情報を基本パックの中に網羅しています。また、独自のドメイン名の取得や現在のものからリニューアルをする際のサーバーの移転等、めんどろな手続きも、助成財団センターが代行するものです。

このパックは、あらかじめ用意した6つの基本デザインの中から1つのデザインを選んで、財団のロゴや、カラーをお好みのものに変えるという半オーダーメイドによって、最初からホームページを作成するのに比べて、大幅なコストダウンが可能です。もちろん、財団のオリジナルのデザインでつくることも可能です（この場合は、別途デザイン料がかかります）。

詳しくは当センターの担当者（湯瀬秀行）がそれぞれの財団のご希望を聞きながら、きめこまやかに対応させていただきますので、お気軽にご相談ください。

助成財団センターの採択課題データベースの利用が可能

本パックの大きな特徴として、各財団のホームページの中で助成財団センターの採択課題データベースをご利用いただけます。提供していただいている採択課題データを年度ごと、助成課題のキーワード、助成対象者名から検索できるようになります。

また、すでに開設しているホームページの中にこの採択課題データベースを取り込んでお使いいただけるオプションも用意しています。この場合、デザインをすでに開設しているホームページに合わせることも可能です。現在、旭硝子財団のホームページの「過去の助成対象検索」ページに提供しています。ぜひ一度ご覧ください。

【<http://pac.jfc.or.jp/afinfo/search.html>】

現在、2財団が利用

ホームページパックは現在、医科学応用研究財団と、三共生命科学研究振興財団の2財団にご利用いただいております。助成財団センターのホームページの助成財団リンク集でリンクをしていますので、実際にどのようなものなのか、ぜひご覧になって確認してください。また、各ページのサンプル画面も下記アドレスでご覧いただけます。

- (財)医科学応用研究財団
【<http://www.suzukenzaidan.or.jp>】
- (財)三共生命科学研究振興財団
【<http://www.sankyo-fdn.or.jp>】
- ホームページパックサンプル画像
【<http://www.jfc.or.jp/websample/index.html>】

鈴木謙三記念 財団法人 医科学応用研究財団 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

アドレス http://www.suzukenzaidan.or.jp

SUZUKEN MEMORIAL FOUNDATION go to TOP PAGE

MENU
以下よりお進みください

財団概要

- 設立趣意
- 財団の概要
- 組織
- 事業報告

助成事業

- 募集案内
- 助成実績検索

SUZUKEN MEMORIAL FOUNDATION

鈴木謙三記念
財団法人 医科学応用研究財団

平成14年度、当財団の調査研究助成の募集は7月1日から7月31日までです。

鈴木謙三記念 財団法人 医科学応用研究財団
〒461-8701 名古屋市東区東片端町8番地 スズケン本社内
TEL 052-951-2139 / FAX 052-951-2166

財団法人 三共生命科学研究振興財団 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

財団法人 三共生命科学研究振興財団 Sankyo Foundation of Life Science go to TOP PAGE

MENU
以下よりお進みください

このサイトについて

- トップ
- ヘルプ/使い方

財団の概要

- 設立趣意
- 役員
- 業務・財務資料

助成プログラム

- 助成要綱
- 助成実績

財団関連情報

- 地図

TMS



三共生命科学研究振興財団は、生命科学の分野における独創的な研究を援助奨励するとともに国際交流の推進を図り、学術の振興及び人類の健康と福祉の向上に寄与することを目的として、三共株式会社の出捐により、昭和58(1983)年11月に文部大臣の許可を得て設立されました。設立以来、目的達成に向けて、生命科学の研究助成、国際交流の援助(外国人研究者の招聘、我が国研究者の海外派遣及び国際シンポジウムの開催助成)、三共フェローシップ

旭硝子財団 研究助成事業 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

THE ASAHI GLASS FOUNDATION 財団法人 旭硝子財団

研究助成事業

過去の助成対象検索

本ページでは、当財団の助成を受けた過去(1995年度から)の研究助成の採択課題を年度、キーワード、対象者名から検索することができます。
この検索は、旭硝子財団センターの採択課題データベースを利用しています。

(1)年度別・プログラム別検索

助成種別	内 容	検 索
自然科学系研究助成	1995年度から直近まで	2001年度 ▼ 検索
人文・社会科学系研究助成	1995年度から直近まで	2001年度 ▼ 検索
総合研究助成	1995年度から直近まで	2001年度 ▼ 検索
海外研究助成	1995年度から直近まで	2001年度 ▼ 検索

(2)題目キーワード検索

「遺伝子」「分子」「環境」「メディア」などの一般用語での検索 助成テーマ(助成課題名)に含まれる単語で検索します。半角カタカナは使わないでください。
(b)、(c)は省略できます。
条件は、(a)、(b)、(c)の順に優先されます。

(a) を含む

(b) か を含む

(c) または を含む

検索 リセット

同業者ネットワークの意義

財団法人 暹羅国際交流奨学財団
常務理事 今西淳子

3月末をもって、留学生奨学団体連絡協議会（JISSA）の代表幹事の任期が満了し、1996年の設立以来務めた幹事を卒業した。年2回の総会と3回の分科会による情報交換や意見交換を、わずか6年間続けてきただけであるが、その間に留学生奨学団体同士のみならず、文部科学省留学生課、各大学留学生担当課、留学生宿舍財団法人や相談室など、在日留学生を支援する団体組織間のコミュニケーションは格段に改善されたと思う。

JISSA設立当初のことであるが、分科会で奨学金の重複が議題となり、次のような事例が紹介された。

A財団の奨学生が受給期間の途中で、金額の高いB財団に応募し合格して、突然そちらに移ってしまい迷惑を蒙った（欠員が出た）。A財団の奨学生は大学推薦に基づいて選考されていたので、大学に対して強い申し入れをした（翌年の推薦取り消し?）。B財団は、公募であるため、A財団にとっては、本人から報告がないかぎり早期に知ることは不可能。また、大学事務局でもなかなか把握できない。

このような場合、より高い金額の奨学金に応募したこと自体を礼節を知らないか、より高い奨学金に応募するのが当然と考えるか、突然B財団に移ったことを迷惑と考えるか、自分の奨学生がより高い奨学金にあたって喜ばしいと考えるのか、財団側の反応はまちまちだった。財団側がこのような状況であれば、受ける側の留学生はもっと混乱しているに違いない。そして、留学生個人の経験は限られているから、自分がたまたま遭遇した状況を「日本では～」という枕言葉をつけて、母国に報告することになるだろう。

同業者間での情報交換・意見交換は、自分の事業を多面的に検証するために、非常に大切なことだと思っている。

博物館発展への支援

財団法人 カメイ社会教育振興財団
事務局長 亀井裕見子

カメイ社会教育振興財団は、1995年カメイ株式会社（本社宮城県仙台市）の創立90周年を記念して設立された文部科学省所管の財団である。

その目的は、博物館職員等の研修や青少年の社会教育活動に対する助成と鱗翅生物および伝統的民芸作品等を収集・展示する博物館の設置・運営を行うことにより、日本の社会教育に寄与することである。

なかでも特徴は、博物館職員等の研修に対する助成であるといえる。日本では、学芸員があまり恵まれていない状況に置かれており、資質の向上を支援する機関が少ない現状にある。ゆえに、当財団のこの助成事業の果たす役割はたいへん大きいものと思われる。

学芸員がさらに国内外の博物館事業や運営状況について専門的に見聞を広めることにより、日本の博物館の発展につながるように今後とも支援していく考えである。

また、博物館では、蝶・こけし・絵画の3部門からなる「カメイ記念展示館」を設置・運営している。蝶は学術的にも貴重な種も数多く、またこけしは東北地方特有の伝統文化であり、これらを展示・公開することで、助成事業とは違った生涯学習や社会教育に貢献している。

現在は低迷する経済状況下にあるが、さらなる社会貢献のため、今後も事業の充実を図っていきたいと考えている。



カメイ記念展示館の蝶の展示場

生命科学研究の発展のために

財団法人 細胞科学研究財団
事務局長 杉本裕彦

細胞科学研究財団は医学・薬学・生物学などの生命科学の分野で、生命の最小単位である細胞レベルでの研究に携わる科学者の研究を助成するために、公益活動を行っている助成型財団である。

当財団は、1988年に塩野義製薬（株）が創業110周年を記念して基金を抛出し、21世紀に向けて日本の生命科学のレベルを世界の水準に高めようと念願して設立したもので、厚生労働省から特定公益増進法人の認可を受けている。代表者（理事長）は、塩野元三氏（塩野義製薬社長）である。

助成事業としては、①研究助成、②育成助成、③国際交流助成の3種のタイプを実施している。

研究助成では毎年、最新のテーマを2題設定して広く応募を募り10件のテーマに対して助成を行う。

最近の研究助成テーマは「核内レセプターと疾患」、「神経再生・基礎と臨床（細胞治療を含む）」（2002年度）、「神経回路網とその異常」、「血管新生・基礎と臨床」（2001年度）、「Dendritic Cells—基礎と臨床—」、「ケモカインとそのレセプター」（2000年度）で、常に基礎研究とその臨床応用をも考慮した研究を主として助成の対象としている。2003年度のテーマは、「細胞接着・基礎と臨床」と「糖鎖生物学・基礎と臨床」の2題に決定し、公募の予定である。

育成助成は研究者の育成に対する助成で、主として留学を希望される研究者への助成である。

そして、国際交流助成では国際会議への講演者の招聘、あるいは派遣に対する助成である。

これらの助成を推進することで、まだ治療法が確立されていない疾病の病因病態解明、疾病の予防、治療の推進に寄与できることを目指している。

ボランティア活動を積極支援

財団法人 大和証券福祉財団
常務理事 勝森幸三

大和証券福祉財団は、ボランティア活動をしているグループに対して助成金を支給している。2001年度は680件の応募があり、そのうち206件：総額5,040万円の助成を行った。助成金の贈呈は北海道から沖縄まで全国各地域に出向き、大和証券の支店長同席のうえ、直接手渡ししている。その際にボランティアグループの方から活動内容や悩みごとをじっくり聞いているので、206件すべて終了するのに3か月費やした。

助成金の贈呈が終了した後は、年間を通じ全国のボランティアグループの活動現場を訪問し、いっしょに活動に参加させていただいている。ここまでやって、ようやくボランティア活動の現状がみえてくる。

ボランティアの方々が最も必要としているのは、活動するための助成金であるが、それ以上に大切なのは助成する側として、われわれ自身がボランティア精神を理解し、ボランティア活動に参加することである。

全国の支店を訪問し、「やさしい気持ちをもって人と接してほしい。歩道にある空き缶は、視覚障害や老人にとってはたいへん危険。無視しないで、つぶして道端に置こうよ。ちょっと気をつければ、ボランティア活動は身の回りにいっぱいあるよ」と、社員と語り合っている。この仕事を担当して、全国を3周した。ボランティア活動に対する社員の意識は、ゆっくりではあるが変わってきた。もう数年したら、大きな声で胸をはって「ボランティア活動の助成金を出しています」といえるだろう。

先日、会社のOBから、定年後になにをしたらいいか相談を受けたので、私はボランティア活動を紹介した。その先輩から電話があり、「ありがとう、砂漠でオアシスに会った気持ちだよ」と、明るい20代のような声だった。うれしかった。

顧客本位の発想に立った事業活動

財団法人 関西エネルギーリサイクル科学研究振興財団
常務理事 相模正三

1992年に発足した関西エネルギー・リサイクル科学研究振興財団は、2002年3月に設立10周年を迎えた。当初は細々とした規模で活動を開始したが、財団関係者各位の理解、協力を得ながらわずかずつではあるが助成規模の拡大を図ってきた。また、研究者各位にも財団の存在意義が広く理解されるようになり、助成応募は年々増加。2001年までの10年間に、計631件の応募があり、助成件数385件、総額4億1,870万円にのぼる助成事業を行うことができた。

このたび、当財団では10周年を記念し、これまでの活動を収集整理した冊子を刊行。この小誌は、研究者との常日ごろの交流から生まれたもので、彼らの近況、活動を紹介している。タイトルは、次の10年へとつなげることを念願し、「Next10—明日への軌跡」と名づけた。作成作業をととして研究者のニーズをできる限りくみ取った、すなわちマーケット・イン（顧客本位）の発想に立ったきめこまやかな事業活動の展開が、助成団体といえども不可欠である、と再認識した次第である。

こうして迎えた現在、助成財団を取り巻く環境の厳しさを痛感しているところであるが、当財団は守成期を迎え、小粒でも継続していくことが大事である、と肝に銘じ身の丈にあった事業運営を推進していく所存である。



研究助成者との懇親会風景

若手研究者にポストを提供

財団法人 医療科学研究所
事務局長 斉藤修一

1990年にエーザイ（株）は創立50周年を迎え、これを記念して医療科学研究所を設立した。

医療は、経済性に左右されない高い価値が認められるべきであるが、経済的尺度を導入せざるを得ない状況にある。とりわけ、医療と経済の調和・需給の長期的安定を実現することが必須である。社会の合意の下に回答を見出す必要性が高まる一方、その研究体制は十分とはいえない。

当財団は、国民経済に果たす医療の役割の重要性に着目し、①医療および医薬品に関する経済学的調査・研究、②医薬品の研究開発・生産・流通に関する調査・研究、③医療と関連諸科学の学際的調査、を目的としている。

具体的には、次の事業活動を展開している。

- (1)研究員による自主研究：医療科学がまだ黎明期にある研究領域のため、興味をもちながら研究を続けることが困難な若手研究者（大学院博士課程以上）にポストを提供している。
- (2)委託研究：研究者に研究を委託し、その成果を機関紙『医療と社会』に発表していただく。
- (3)研究助成：若手研究者に毎年、研究助成を実施している。
- (4)研究会：定例研究会として、月例の「医療経済研究会」を開催している。
- (5)シンポジウム：毎年、秋に時宜に適したテーマを設定し、開催している。また、機関紙『医療と社会』の刊行、研究成果をまとめた出版を行っている。

このように財団設立から11年余りにわたって実施してきた活動は、医療科学調査・研究を推進し、医療と福祉の発展に寄与し、公益の増進に貢献している。課題は、一般からの寄付を仰いで財政基盤を強化したいのであるが、いまだに特定公益増進法人の認定が得られないことである。



I N F O R M A T I O N

助成財団—募集要覧 発行

本誌は、募集情報提供にご協力いただいている会員財団を中心に、210財団の今年度の最新の研究助成・事業助成・奨学金・表彰等の助成プログラムの募集案内を563プログラム掲載しております。巻頭には各プログラムの募集時期がひと目で分かるチャート式目次を付しているほか、今年度より募集応募する際に応募者が心得てほしいこと、注意してほしいことなど助成財団からのワンポイントのコメントをプログラムに付記しています。

また、購読者の方にはご希望により2か月ごとの募集情報一覧をEメールもしくはファクシミリにてお送りします。ご希望の方は、当センターまで直接お申し込みください。B5判、186頁、定価2,500円(郵送料310円)。



T E A T I M E

「募金活動の難しさ」と「適正な配分・助成の難しさ」

昨年9月11日に発生した同時多発テロ事件に関し、米国国内のみならず世界中から事故被害関係者への寄付、義捐金が寄せられ、「米国赤十字社」が最大の受入窓口となったことは周知のとおりである。

ところが、この寄付金の配分をめぐり、当時の最高責任者であるBernadine Healy女史の方針が大きな社会的な非難を浴びるいっぽう、かねてから同女史と理事会との路線の相違・意見の対立がいつそう表面化し、結局同女史の辞任に至る大トラブルに発展した。その後、前連邦上院院内総務のGeorge Mitchell氏が特別監査人に就任し、集まった巨額の寄付金の配分・使用計画の実施を監督することになっている。しかしながら、この世界中からの善意による募金総額9億6,700万ドル(邦貨換算約1,208億円)も、本年5月時点で総額の58.6%に相当する約5億6,700万

ドル(邦貨換算約708億円)が配分済みとなったにすぎない。

いっぽう、全米第2位の募金額(総額約414億円)を集めたニューヨーク・コミュニティ・トラストとユナイテッド・ウェイ・NY支部が合同で設立した「9月11日基金」としては、「決して多すぎるとはいわないが、いちおう必要な寄付金は集まった! 今後は、他の方面で援助を必要としている人々の救済にまわしてほしい」と要請しているということである。

日本でも、阪神淡路大震災当時のボランティア活動で同様な事象がみられたが、「大災害発生時の混乱時における緊急援助の人・物・金の適切、かつ有効な配分利用の難しさ」、ならびに社会全般からの善意と期待にこたえらるべき「非営利組織の社会的責任の重大性、組織内のガバナンスの重要性」をあらためて痛感した次第である。

(宮川守久)

編集後記

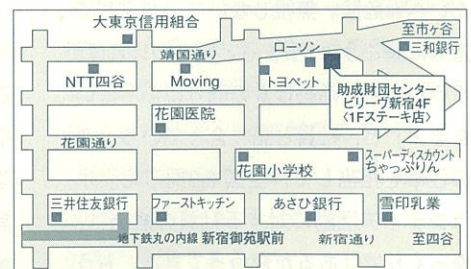
現在、政府の内閣官房の下で「公益法人制度改革大綱」の策定が進められており、その一環として行われた「有識者ヒアリング」での発言内容を本号で紹介したが、これまで多くの人から公益法人をめぐる法制度の不備を指摘されてきた民法も、ようやく改正に向かって動き出した。

いまのところ、公益法人制度をめぐる論議の中心は、公益法人に対する行政官庁の規制を撤廃ないし大幅に緩和して、公益法人の「自主的」かつ「自己責任」に基づいた運営により、時代に即した公益事業を積極的に推進する制度と、このような公益法人の事業を支援する税制上の優遇制度をいかに作り上げるかというところにある。しかし、このことは同時に、社会の信頼を受ける公益団体として認知され、社会の期待に十分こたえられる体制を、公益法人自身が作り上げるという、厳しい課題を課せられていることを忘れてはならない。

この4月に米国の非営利団体のガバナンスの実態調査で訪米する機会を得て、幾つかの非営利団体を調査したが、公益団体の設立が簡単で、税制上の優遇措置も広く適用されている米国の非営利団体にとって、現在のいちばん大きい課題は、非営利団体の本来の受益者である一般社会の人に対する説明責任(Accountability)であると、多くの団体から説明を受けた。

このことは、日本の公益法人にとっても、公正な業務執行と情報公開を通じて、一般社会の人に対する「説明責任」を十分に果たすことが、公益法人に対する社会の信任を得る道であることを、改めて感じさせられた。(浅村 裕)

お知らせ このたび、当センターの伊藤勝義事務局長が、一身上の都合により退職しました。事務局長の職務は、当分の間、浅村専務理事が兼務します。



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄り出口をご利用下さい。(四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。)

JFC Views No.40 July 2002

編集・発行 財団法人助成財団センター

発行日 2002年7月20日

発行人 浅村 裕

編集人 熊谷康夫

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階

Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858

URL <http://www.jfc.or.jp>

E-mail pref@jfc.or.jp

JFC VIEWS 創造と共生の社会をめざして